

情報  
最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111

お知らせ



農業委員会委員選挙人名簿への登録申請

12月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

12月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

昭和60年12月2日以前に生まれた日本国民で、平成17年9月1日までに西条市の住民基本台帳に記録もしくは同日までに転入の届け出をした人で、引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている人。

■縦覧期間

12月3日(土)～7日(水)

8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館3階  
市選挙管理委員会事務局

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在で調製

されています。資格のある方へ12月中に登録申請書を郵送しますので、必ず期限内に申請書を提出してください。

選挙人名簿に登録されない方と、資格のある方でも今後1年間には農業委員選挙の選挙権と被選挙権がなくなります。

■登録資格者

平成18年1月1日現在、市内に住所があり、昭和61年4月1日以前に生まれた方で、

- ① 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方。
- ② ①と同居する親族またはその配偶者で、その耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方。

- ③ ①の面積の農地につき耕

作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員で、耕作従事日数が年間おおむね60日以上の方。

■申請期限 1月10日(火)

■提出先

市庁舎別館市農業委員会

(内線5522)

国民年金のお知らせ

60歳前に会社を退職したときは種別変更の手続きを

20歳以上60歳未満の方が会社を退職すると、国民年金の第2号被保険者(厚生年金・共済組合加入者)から第1号被保険者(自営業・農林漁業など)への加入(種別変更)手続きが必要となります。

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(第3号被保険者)も、扶養者の退職に伴い、第1号被保険者への加入手続きが必要となります。

■手続き方法

印鑑、年金手帳、退職を証明する書類(雇用保険受給資格証、離職票など)を持って市役所の年金担当窓口で加入の手続きをしてください。

■問合せ

○市庁舎本館保険年金課  
年金係 (内線2436)

火災のない明るい新年を迎えましょう

市では、12月20日から1月10日まで年末年始における特別火災予防運動を行い、明るい新年を迎えられるように広報や警戒巡視などで火災予防を呼びかけています。

この時期は空気が乾燥し、季節風が強いなどの悪条件が重なり、大きな火災が発生しやすい気象状態が続きます。また、年末年始の忙しさに気を取られて、火に対する注意がおろそかになりがちなこと、この時期に火災が多発する原因となっています。

一人ひとりが「火の用心」で、火災のない明るく住みよいまちづくりを築きましょう。

あなたです 火のあるくらしの見はり役



国民年金保険料も控除証明書の添付が必要です

- 東予総合支所市民生活課 保険年金係 (内線153)
- 丹原総合支所市民生活課 保険年金係 (内線208)
- 小松総合支所市民生活課 保険年金係 (内線133)

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、

年末調整や確定申告の際に1年間の納付額を申告することで税の控除が受けられます。

これまで、国民年金保険料を申告する際は、納付額を証明する書類を添付する必要がありましたが、平成17年分の申告からは、生命保険

料などと同様に証明書類の添付が義務付けられました。そのため、平成17年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、社会保険庁が「社会保険料控除証明書」を11月に発送しています。

年末調整や確定申告の際には、この控除証明書を添付して申告してください。

■問合せ

- 市庁舎本館保険年金課 年金係 (内線2436)
- 東予総合支所市民生活課 保険年金係 (内線153)
- 丹原総合支所市民生活課 保険年金係 (内線208)
- 小松総合支所市民生活課 保険年金係 (内線133)